

複製して、利用することの出来るは言ふ迄もない。

### 三、檢舉せる被疑者の餘罪の發見

犯人檢舉し餘罪ありと認むるときは手口、立廻先等必要な事項を具して、手口廳に要求照會すると手口廳は同一犯行と認めらるゝ通報票を索出し回答すると共に、刑事日報第一號「人アリ犯罪ヲ求ム」に登載し全國に手配することになる、各手口廳に於ても手口、人相、特徴、習癖等に依つて同一犯行と認めらるゝ通報票を索出して送つて來る。之に依つて餘罪の檢舉に努めるのである。最近撫養署では穀物専門の窃盜犯人北川幸一を檢舉したるとき愛知縣、和歌山縣、兵庫縣から多數の餘罪あるとの回答あり、愛知縣の手口廳から數十枚の通報票を送つて來た。

餘罪の檢舉を十分にすることは犯情に影響あるは勿論なるが、更に被害者に満足を與へ捜査機關に對する信頼を昂め、又一般防犯にも多大の効果があつた。

### 四、同一犯行者の發見

同一犯行者圖面調査表説明のときに述べたから茲では省略する。本年四月二十七日香川縣志度警察署で檢舉した學校荒大矢義滿の如きは、本縣の被害は池田小學校池田中學、辻小學外四校其の他香川、愛媛、高知各縣の被害を合せて二十二件に及んでゐた。又本年六

月福井縣鯖江警察署にて檢舉した學校を背景とする籠抜けは、本縣の被害は六件外十七府縣に亘り八十四件に及んでゐた。何れも通報票利用して同一犯行者圖面調査表を作り、手口廳と府縣並に警察署及手口廳と手口廳との間連絡協調を計り挾撃戦法に依つて檢舉したのである。

### 五、該當贓品の發見

手口廳に於ては同種の物と正確に識別し得ると認むるときは、贓品票作成すること既に述べた。大阪府では凡ての贓品に對し贓品票を作つてゐる。而して刑事日報第四號「持主アリ品ヲ求ム」に登載手配すると、此の手配を受けた捜査官は古物商、質屋、容疑者の所持品又は一般人にして情を知らずして贓品を購入したる者、各方面につき品物の特徴、所持者の態度、販賣者入質者の身元等に注意して、該當贓品の發見に努める方法と、他面贓品容疑物を發見したるとき手口廳に照會して贓品票の對照に依り被害者の氏名と共に贓品に相違なきことの確認を得る方法とがある。贓品の發見は贓品としての最初の所持者即ち犯人に到達する手段でなければならぬ。

### 六、指名手配上必要事項の調査

犯罪發生所轄署に於て指名手配をせんとするとき、之が手配をして効果的にする爲め手



口、立廻見込先、(職場方面、趣味方面、親族、知友方面)を知る必要がある。其の調査に縣を通して手口廳に照會すると、手口廳は該當原紙に基き回答して呉れるのである。

### 七、刑事日報の利用

刑事日報の利用につき手口票説明のとき少々述べたから重複するかも知れないが、稍詳細に述べたい。第一號表「人アリ犯罪ヲ求ム」の利用は犯人檢舉し餘罪ありと認むる場合は勿論だが、不審尋問等に依り一定の住居又は生業なくして諸方を徘徊する所謂浮浪者に對し拘留處分を爲したるとき、又は行政檢束を爲したるとき等に於て身元並に行動不審なるときは、指紋を採つて指紋廳に對し指紋對照々會すると共に、縣を経て手口廳に要求し此の第一號表を利用すべきである。

第二號表「犯罪アリ人ヲ求ム」の利用は前に通報票の作成送付の迅速且正確の要あるを述べた。之れ盜犯詐欺犯につき從來の一般手配を廢し其の重複を避けてゐるから、若し通報票送付又は電話等に依る被害の通報が遅れるときは、日報の登載が遅れ手配の効果が減殺される。此の第二號の手配を受けたるときは其の手口人相、特徴、着衣等に依り管内の刑事要視察人その他より被疑者を物色するは勿論、警邏、旅舎檢等の際に舉動不審者中より物色せんとし、又は事件の性質に依り密行張込一般檢索を行ひ被疑者檢舉に努むべきである。

第三號「品アリ持主ヲ求ム」の利用については既に述べた處なるが、被疑者又は容疑者が贓品らしき物を持つてゐても、常習的になればなるほど仲々物の出所は自白せないものである。斯るときは必ず手口廳に照會すべきである。手口廳で贓品票に依り贓品たることを確認すると自白を容易ならしむることが出來、又結局自白せなくとも被害者を發見せば其の犯罪の手口其他に依り、相當證據力を生ずるものと信ずる。

第四號表「持主アリ品ヲ求ム」之は從來の品觸れと同様である。贓品は多く古物商質屋に持込まれ、有價證券の如きであれば其の買賣業者又は之を擔保に取引する金融業者などを調査するは常識である。贓品發見に最も困難なるは贓物たる情を知つて之を安價に買入れることを業とする者、即ち系圖買又は圖屋の手に入つた場合である。圖屋は入手した贓品を速かに變形するのである。衣類は仕立替へ織物は染替又は衣類に仕立て上げる。貴金屬は之を鑄潰して地金にしてしまふのである。圖屋の所在を知ることが最も重要である。

第五號表「指名手配」は犯人捜査の手配として第二號表「犯罪アリ人ヲ求ム」よりも、犯人を指名付けて指名手配とすることの効果的なるは言ふ迄もない。被害者其他につき十分調査し指名付けに努力すべきであるが、不正確なるに拘らず指名手配するが如きは慎むべきである。指名手配を受けたるときは人相、特徴、習癖、手口、立廻見込先に注意し之が



捜求に努むべきである。

第六號表「手配解除」は從來動もすると遅れる嫌がある。何月も前に檢舉したものが手配解除が無い爲め、刑を終へて出所した後、前の手配に基き取押へたから身柄引取に來いと通知に接したることがある。之は甚だしき例であるが手配解除を速かにしなければ捜査力の浪費大なるばかりでなく、連絡協調に尠からず悪影響を與ふるは想像に難くない。

第七號表「參考資料」は前述の通り盜犯詐欺犯以外の指名犯人の手配を登載する外、多く刑事警察の教養資料となるべきであるから、之を精讀して捜査力の培養に資すると共に亦資料を提供して他を利すことにも考慮すべきである。

## 刑事警察成績の見方

一、事業成績の良否は比較の問題である。横には他と比較し縦には前期と比較して其の優劣を定めるより外はない。所が彼此前後同一條件たることはあり得ない。ランニングやポートルースでも嚴格に言ふと同一條件には出來ない。況して刑事警察と云ふやうな複雑なる社會現象を對象とする仕事に於ては、同一條件の複數の場所同一條件の複數の時間と言ふものはあり得ないは勿論、其のハンデキャップを斟酌することも甚だ容易でない。例へば甲警察署と乙警察署とは其の管内人口は同一でない、假令人口は斟酌することは容易でも住民の人格は千差萬別で犯罪性の大小は計る由もない、更に犯罪の社會的原因ともなる風俗習慣、貧富其の他の環境の良否は之れ亦比較困難である。又時間的に或る年と其の前年と比較するに一般的には事變、戰爭、景氣、不景氣、氣候等が社會人心に多大の影響を與へる、個人的には健康の良否、家庭の狀況、事業の順逆等は犯罪發生に密接なる關係がある。是等條件の不一致を斟酌することも甚だ難しい。之は獨り刑事警察のみでなく凡ゆる行政の成績を見る上に於ても恐らく同様であらう。故に甲警察署は乙警察署と署員も管内住民も殆ど同數なるに乙警察署より檢舉件數が三割方多いから甲警察署は乙警察署より



成績優秀なりとは簡単に片付けられない。然らば全然刑事警察の成績は判定出来ないかと言ふに左様でないと思ふ。吾人の實驗則が比較的相當妥當に判定し得るではないかと思ふ。以下刑事警察成績の見方を述べて大方の叱正を乞ひたいと思ふ。

二、刑事警察の仕事は犯罪の豫防と、檢舉の二方面がある。既發の犯罪を檢舉して犯罪者に刑罰を科し以て悔悟せしめ將來犯罪を犯さしめないやうにするのが特別豫防であり、又犯罪者に刑罰を科して一般人をして警戒せしめんとするのは一般豫防であつて、犯罪檢舉は明日の防犯を目的とするのである。

檢舉は警察が執る防犯方策として最も効果的なるは言ふ迄もない。檢舉と區別する所謂防犯とは刑罰に依らずして犯罪を未然に防止する第一義的の防犯方策の謂である。犯罪は社會環境に多大の影響を受けるから政治經濟教育宗教の良好は犯罪防止に大に役立つ。殊に社會政策の普及は防犯に密接なる關係がある。是等の方策は多く警察分野の外である。警察に於ける此第一義的の防犯方策は恩賜財團濟生會、結核豫防特別施設等に依る救療、並に方面委員其他社會事業家と連絡をとつて行ふ救貧防貧策、防犯協會の指導、遵法精神、防犯思想の普及、防犯施設の獎勵、其外警察事務として警邏巡察、戸口調査、豫防檢束、戎器兇器の假領置、刑事司法要視察人、保護少年等の視察、釋放者の保護、精神病者の監護、質屋古物商

宿屋、料理店、貸座敷等の取締、人事相談、家出人の保護等がある。盛は澤山であるが他の警察的價值又は犯罪檢舉上相當効果があるも、第一義的防犯價值は大に期待は出来ない。

三、刑事警察の仕事は何んと言ふても檢舉が主である。違警罪は別として犯罪あらば必ず檢舉すべきである。微罪其の他の理由に依つて不起訴處分に附することあるも、之が爲め檢舉の價值を損ずるものでない。併し警察の捜査力に比して犯罪は殆んど無數であるから、捜査力を最も効果的に用ゆべきである。従つて檢舉數の多きのみを望むべきでなく其の質の大なるものを選ぶことを忘れてはならない。之れ件數主義打破を高唱される所以である。其の質の大なるものと言ふは檢舉價值の大なるものである。檢舉價值の大なるものと言ふは被害の社會的影響の大なるもので、假令財産犯にしても一概に被害金額の大小を以て標準とすべきではない。司法警察職務規範、司法警察執務細則、犯罪捜査規定等に被疑者の地位、身分、其の他の狀況を斟酌して重要犯罪として規定してゐるが、其標準の一斑を知ることが出来るも其の全部ではない。檢舉價值の大小は具體的に言ひ現はし難い。往々犯罪檢舉率は犯罪發生に對し九十%であつて成績良好なりと言ふことを聞くが、之れは子供瞞しの言ひ方である。犯罪檢舉數には間違はないが犯罪發生數は果して正確であらうか、強盜、竊盜、詐欺、横領、傷害等は多く被害者は訴へ出るであらう、殺人の如き



は社會の耳目を惹くから其發生の多くは直ぐに知ることが出来る。それでも少額なる窃盜詐欺、横領であるか其の未遂であると訴へ出ないものも尠くない。犯人檢舉後被害始末書を集める状況から見て思ひ半に過ぐるものがあらう。假令横領、詐欺であつても其の被害者が國家又は公共團體である場合は、容易に發覺されるものでない。恐喝犯は多く被害者に弱點があるから訴へ出でない。墮胎、瀆職、賭博、公文書偽造思想犯等は被害者は國家であるから訴へ出がない。各種選舉違反其の外、殆ど全部の特別法犯は前同様訴へ出でるものが少い。放火も動ともすると失火として措置される危険性がある。斯様に舉げて見ると警察の知る犯罪發生數は、實際の發生數の何分の一しかに過ぎない。從來の如き檢舉率を見て満足してゐては兒戯に等しい。

四、以上述べた如く犯罪には現はれた犯罪と、隠れた犯罪とがある。現れたる犯罪は多く被害者は個人であるから、其の感覺鋭敏で此の犯罪の發生が多ければ、自警心を刺戟して自から防犯策を講じて被害の増發を防ぐ傾がある。之に反し隠れたる犯罪は多く被害者は國家社會であるから、其の感受性遅く従つて之が防衛力が鈍いので、其の被害が深刻になる迄自覺せない。選舉界の腐敗政黨の墮落が其の適例である。現れたる犯罪は新聞に書かれ、世間で騒がれ自然と督促せらるゝ形となる。又被害者は個人であるから檢舉すると

直ぐ喜ぶ顔を見られて、何んとなき働き甲斐があるやうに思はれる。之が被疑者は多く社會的地位が低いので檢舉に對する非難も少い。所が隠れたる犯罪は捜査官が犯罪ありと思料しても、世間からの督促も少なく、被害者が多く國家社會であるから檢舉しても直ぐに喜ぶ顔が見られない、即ち張合が少い。被疑者は多く社會的地位があるので、檢舉に對する非難が多い傾がある。自然隠れたる犯罪の檢舉に、不精になるは争へない事實である。現れた犯罪は詐欺犯を除いては多く強行犯であつて、殊に強盜犯の如きは中には狂言強盜はあるが、被害を秘して訴へ出でないと云ふのは殆どないから闇の事件は先づない。警察で知つてゐるだけ檢舉せば、其の成績百パーセントである。殺人に於てはそうはゆかない。嬰兒殺の如き隠れたるものもあり、自殺か誤殺か判定困難なる他殺もないことはない。併し大體殺人は闇の事件は少いから警察の知つてゐるだけ檢舉せば、一應其成績百パーセントと見て差支へない。放火に至つては愈々簡單にゆかない。放火の未遂にして其の媒介物が残つて居る以外、失火放火との區別が判然しない。全燒の時は全く物的證據なく、只だ四圍の状況より推して放火失火の區別を認めるので、見込通り犯人を檢舉せない時は、往々失火又は不審火として片付けられる危険が多分にある。或る檢事より本縣は有名なる放火縣で、或る年は大阪控訴院管内に於て其の檢舉件數は大阪に次ぐ多數である、之れは確



に本縣警察捜査力の充實を物語るものであると言ふことを聞いた。一應は妙な言葉のやうはれる。他府縣には放火の發生件数が少いから、檢舉件数が少いので何も本縣がに思誇るに足らないと。併し他府縣には果して放火の發生は少いのであらうか、前に言ふたやうに檢舉の出來ないものを失火として片付けたのでないだらうかと思ふ時、其の檢舉の言葉の眞味を知ることが出來た。而して本年本縣に於ける放火失火の發生檢舉の状況を見るに、一月から九月迄に放火の發生檢舉共に十三件失火は發生檢舉共に百五十八件である。然るに昭和十二年中に於ては放火が三十一件失火が百五十一件であつて、本年は昨年比し放火は十八件少いが、失火に於ては後三ヶ月残すに拘らず既に八件多いのである。前の檢舉の言葉を味はふと心配の節ないことない。或ひは杞憂かも知れない。何れにしても捜査力足らずして放火を、失火中に紛入する恐れある數も勿論大したものではない。斯の如き強行犯にして警察に於て未檢舉がないとせば先づ成績良好と見てよい。然るに隠れたる多くの智能犯にあつては、我に於て未檢舉なしと斷言する勇氣のある人は稀であると思ふ。

五、犯罪檢舉成績は現れたる犯罪の未檢舉を無くすると共に、隠れたる犯罪を出來るだけ掘出すにある。勿論隠れたる犯罪の全數は知るべきでないが、或る種犯罪は吾人の實験則に依つて、何所にもある事は想像に難くない。賭博犯の如きは甲警察署に於て相當多

數檢舉されてゐるが、其の隣接する乙警察署に於て一年通じて一件も檢舉されてゐないとするも、之は賭博犯の發生がなかつたと考へられ難い。衆議院議員選舉があつたとき甲警察署に於て多數檢舉するが、乙警察署に於て全く檢舉せなかつたとするも、之れ亦選舉犯罪無かつたとは信じられない。隠れたる犯罪を掘出さなくても別に治安が紊れる譯でもなく、へたに掘出すと反つて非難を招くことになるから、隠れたる犯罪を積極的に掘出さざるを賢明なりと云ふ者があるかも知れない。或は保身術としては賢明かも知れない。別に治安が紊れる譯でないと思ふは認識不足である。現はれたる犯罪は急性病ならば、隠れたる犯罪は慢性病のやうなものである。社會健康を害することは寧ろ後者の方が恐るべきである。慢性病は數年乃至十數年を経なければ、其の害悪を一般に知られないものもある。市町村腐敗の如きは其の適例である。數萬圓の穴と數人の繩付を出さねばならんやうになつて、始めて町村民が騒ぎ出す有様である。もつと早く治療せば輕症の時に少い犠牲で済んだかも知れない。斯様な長年月の経過をとる慢性病は社會醫療者たる警察官の責任範圍が不明瞭であるから、利口者は之に觸らないやうにするのである。

六、又犯罪檢舉の成績はその結果の社會的價值と共に、その勞苦の大小も見なければならんは言ふ迄もない。その結果價値の大小は微罪處分より起訴猶豫處分、起訴猶豫處分よ



り起訴處分の事件は多く大である。有罪決定事件にして罰金より體刑中にして刑期の長いもの程多く大である。併し必ずしも左様でない例外も相當多い。罰金刑にしても經濟統制違反の如きは、檢舉價値にして常習窃盜の五年十年の懲役より遙かに大なるものがある。町村の不正事件、瀆職事件は懲役一年未滿位で多くは刑執行猶豫になる場合が多いが、一般に多大の警戒を與へてその價値の大なるものがある。原則的に結果の大小を見て其の成績を表にす爲めに、檢舉人員に對する有罪人員の歩合を出すことも一つの方法である、更に有罪人員中罰金と體刑を區別して其の大小を見てもよい。昨年中本縣に於ける檢舉人員は、四千八百九十四人、中有罪人員は二千七十八人でその歩合四割二分五厘弱であつた。更に警部補以下警察官定員五百五十九人にて割ると、一人當檢舉人員八人七分となる。警察署に對する以上の數字の調べたるものもあるが煩を避ける爲め省略する。結果價値が同様でも檢舉條件の良否によつて、その勞苦に多大の差異が生ずる、犯罪捜査位多くの「偶然」と「僥倖」とに接觸するものは他に少ない。同一罪名の強盜殺人の檢舉に當つても、甲罪は數百の警察官を舉げて月餘もかゝつて檢舉せるに反し、乙罪は數警察官が數時間にして檢舉することがある。其の他抵抗の多い事件は抵抗の少い事件よりもその勞苦が大い。抵抗の強い事件とは具體的に列舉し難いがその二三の例を示すと各種選舉犯、社會的地位

のある者の犯罪、新聞記者の犯罪、團體的背景のある者の犯罪、犯人の狂暴なるもの等は之に入るべきであらう。多く利口者は抵抗の少い線に沿ふて生活したいものである。勿論社會的に益なくして徒に抵抗と摩擦の大を欲する者があれば夫れは狂者である。更に檢舉成績を見る上に最も重要なことは捜査能力の優劣である。如何に勞苦を拂ふも捜査能力乏しくして之をなせばそれは多く徒勞に終る。弘法も筆の過りがあり、猿も木から落ちることもあるが、相當の時間を以てせばその優劣を知るにはさのみ困難でなからう。

七、武勳赫々たる海陸荒鷲の後に黙々として地味に働く整備員の存在を忘れてはならない。刑事警察の整備員は指紋、手口、寫真その他の鑑識係員である。警察署に於ける鑑識は刑事防犯が兼ねてゐる。茲にその價値認識を十分にする必要がある。指紋照會に依つて前科偽名を知る數、又現場指紋との對照に依つて犯人を確認する數は甚だ多い。昭和十二年中大阪指紋廳だけでも前科發見數二萬五百五十二件、偽名發見數二千二百二十六件あり、昭和十一年中全國を通じ現場指紋に依つて犯人を確認せる數は二百十六件あつた。手口票制度が生れて未だ二年三ヶ月しか経たないからその効用目立たないが、今迄被疑者原紙を採つた者がどしどし刑務所から出て來る頃には大に活用されるに違ひない。併し資料が少くては活用範圍も自から狭い譯である。個人識別寫真も大に撮つて欲しい。重大事件が発生



指名し被疑者逃走したるときは、百の人相書より一つの寫眞である。而かも今迄檢束その他の場合屢々撮る機會があつたに拘らず、撮つてなかつたばかりに大いに困つたことがあつた。又面接犯人の索出に緊要なる手口別寫眞票も必要である。今試みに捜査攻撃の整備基本とも言ふべきものを擧げると。

- (一) 被疑者原紙被害通報票の作成
- (二) その他犯罪手口票(刑事日報)等の利用
- (三) 個人識別、犯罪手口別寫眞の撮影
- (四) 指紋原紙の作成
- (五) 身元不明者の指紋對照々會の勵行
- (六) 現場指紋、現場足跡の採取
- (七) 遺留品其の他證據品の領置保存
- (八) 檢證調書、實況見分書、捜査見分報告書の充實
- (九) 刑事日報その他に基く手配の勵行
- (一〇) 手配の精讀
- (一一) 刑事、司法要視察人、保護少年の視察の充實

等である。

八、件數主義の打破は前にも述べた通り結構なことである。件數には送致記録件數と延件數とがある。何れにしても件數のみの多きを以て檢舉成績の優良を示すべきでない。同じ送致記録件數にしても、記録紙數が僅か十枚足らず檢舉から送致迄數時間で出來上る小窃盜も一件、記録紙數數千枚にも及び數人乃至十數人の警官が一ヶ月もかゝつた複雑なる智能犯も一件である。努力の量にすると後者は前者の何百倍何千倍もかゝつたであらう。内務省の統計の基礎となる延件數となることもつと笑飛なものがある。一件の被害が一錢乃至五錢位のお守札の詐欺又は萬人講の詐欺の場合は、一人の被疑者で數百件數千件甚だしくは一萬件にもなつたものがある。或る刑事は此の種犯罪を檢舉して、今日一日で昨年中の檢舉件數の何倍も檢舉したから、もう今年は吞氣に行けると冗談を云ふたものがある。是れは冗談に言ふのであるが、件數主義を眞面目にとるとこんな馬鹿らしい事になる。是れでも檢舉の價値は全然ないとは言へないが、こんな事件でも被害始末書等を一々とするすると相當の手數を要する。そんな努力を他の捜査に用ふべきであらう。件數主義打破と言ふのは從來やつて來た微罪處分になつたやうな小さい事件をやらすして必ず起訴されるやうな大きな事件ばかりをやれと言ふことではないと思ふ。微罪處分や起訴猶豫處分を行ひ



訓戒することが、地方の治安維持に尠からず關係あるものもある。他に大きな事件あるに拘らず、之を後廻しにして小さい事件をあさると言ふ事は、不可なるは言ふ迄もない。大きな事件が発生せばやるが、小さい事件は假令發覺し餘力あつてもやらないと言ふのも不可である。件數主義打破を唱へられてから、急に檢舉件數が減つた。十月の月は昨年と同じに比し約四分の一となる。是れは犯罪發生が少い爲めであつて前述したる理由に依らないことを願ふものである。

九、要するに刑事警察の成績は前叙の如く檢舉されたる犯罪の内容を各方面より検討すると共に、捜査官吏の執務態度活動振等を見て僥倖の功名か眞實の成績かを判別すべきではなからうか。捜査の客觀的條件が若し同じであると假定せば、責任觀念強く捜査能力秀で眞摯なる努力を致すものには及ばないのである。捜査の客觀的條件は千差万別決して同一であり得ないが、相當長い執務時間中に於ては我に悪い條件のみあつて、他に良い條件ばかりある筈がない。人焉ぞ瘦さん哉、人焉ぞ瘦さん哉である。又翻つて惟ふに裁判にも誤判あるを豫想される、人が人の成績價值が正確に認識し難きは言ふ迄もない。吾人の職務に精勵するは人に見て貰ふ爲めにあらず、自から楽しみ自から懼るゝ爲めであつて、天を相手にして人を相手にしない境地となつて、始めて達人達觀の域にありと言ふべきでなからうか。

## 防犯に就て

徳島縣刑事課長昭和十四年四月九日  
徳島放送局よりラヂオ放送

凡そ世の中に犯罪ほど不要な、無駄な、不幸なものはないのであります。直接の被害者は精神的にも、身体的にも、又財産的にも種々なる傷害を蒙りますことは言ふ迄もありません。更に犯罪の多い世の中は、大變不愉快で、不安心で、不經濟で、不便利で、不親和で、不秩序でありまして、時には恐怖さえ感ずることがあります。又犯罪者にとりましても悪銭は身につかず、毆ぐつた夜は寝られないとか申しまして、犯罪は決して儲かる仕事でも樂な仕事でもありません。其の上名譽は失ひ牢獄は待つて居ると云ふ具合で、惡の果實は自から刈らねばならぬのであります。犯罪は斯様に何人にとつても不要な無駄な不幸なものでありますから、何時の時代でも何所の國でも犯罪の防禦に努めないことはなかつたのであります。仲々難しい事業でありまして、犯罪は反つて年と共に増加の傾があるのであります。犯罪防止は困難な事業だと申しまして、決して手を拱いてよいものではありません。恰かも人間の病氣が絶へないからと申しまして、衛生に無頓着であつてよいと云ふ、無茶な理屈の通らないのと同様であります。

世の中が進んで複雑になればなる程、病氣も殖へ犯罪も殖へる傾向があります。併し之



は眞實に健全なる進み方でないであります。犯罪と病氣とは密接なる關係があります。或る犯罪の如きは病氣が直接犯罪の原因であるものさへあります。此の犯罪と病氣との原因は個人的に依るものは勿論多くありますが亦社會の産業其の他の社會生活の様式に基因するものも尠くないと云はれるのであります。併し吾々は社會を作つてゐる一員でありますから、尠からず社會的原因を持つ此の病氣や犯罪に對して、全然責任がないと云ふことが出来ないと思ひます。社會に於ける不祥な出來事に對しまして、各自力相應に心配して將來之が改善に、努力する様になりたいものであります。吾等の努力に依つて病氣も犯罪も出來る丈け少くして、始めて健全なる新東亞建設を爲し遂げ得る、國家となることが出来るのであります。そうせねばならぬのであります。

現在聖戰目的達成の爲め、國民に課せられた仕事は澤山ありますが、銃後治安の確保は最も重要な一つであります。時局に關する各種の國家的事業は、一つとして一般人々の御理解と御協力がなくして、完全にやれるものはないのであります。銃後治安の確保、犯罪の防止についても、亦最も御理解と御援助を必要とするのであります。

支那事變動後約半年位は全國的に犯罪數は非常に減少致しました。之は恐らく國民精神緊張の賜物と思はれます。所が其の後漸次増加の傾向を辿りつゝあるは、寔に憂慮すべ

きことであります。本縣に於ける昭和十三年度の犯罪檢舉總數は二万六千七百八十四件であります。昭和十一年度の二万四千三百九十四件に較べますと、昨年は一昨年より二千三百九十件増加して居る状態であります。其の内窃盜罪が三百八十四件、殺人罪が十六件、賄賂罪が九十九件失火罪が六十件等が著しい増加であります。

此の際本縣に於ける犯罪の特殊な點につき一言申し上げます。それは放火罪が非常に多いことであります。一昨年の全國統計中一番正確と思はれます檢舉件數に見ますと、人口の割合から云ふと日本で第二番目の放火の多い縣であります。檢舉總數三十一件でありまして、人口十萬に付四件二分に當ります。第一の多い縣は鳥取縣でありまして、人口十萬に付四件六分となります。放火の動機は三十一件中怨恨に依るもの六件、憤怒に依るもの五件、保險金詐取を目的とするもの三件、窃盜を目的とするもの二件、その他十五件と云ふ状況であります。

循て犯罪は如何にすれば防止出来るかにつき是から申し上げたいと思ひます。防犯方策にも種々ありまして、其の根本方策に付ては、國民教育の振興、宗教の普及、思想の善導、救貧防貧、其の他社會政策の徹底等があります。是等は皆犯罪の基礎的原因となる迷昧と貧乏とを除く方法であります。併し是等の對策は日々起る犯罪を如何に防止すべきやと云



ふ、當面の問題には間に合はぬことが多いのであります。又警察として努力すべき種々なる警戒、視察、保護の防犯方策がありますが、時間の關係上省略いたします。

茲では大方の皆様を防犯上最も必要なことを、御願したいと思ひます。先づ犯罪に罹らないやうに御注意を願ひたいのであります。犯罪に對し油斷せないやう即ち自警心の喚起であります。多くの犯罪の狀況又は犯人の告白等から考へますと、各人の用心が十分であつたなら、犯罪を豫防出來たであらうと思はれるものが非常に多いのであります。

一寸話が横道へ這入りますが、犯罪の中で個人が犯罪に罹つて直接害を受ける犯罪と、個人が直接害を受ない犯罪とがあります。

強盜、窃盜、詐欺の如きは多く直接の被害者は個人であります。犯罪の中には直接の被害者は個人でなくて、社會の風紀とか、國家の治安秩序に、又は國策遂行に直接害を及ぼすものも多くあります。例へば墮胎の罪、瀆職の罪、賭博の罪、各種選舉の犯罪、軍機保護に關する犯罪、統制經濟諸法規に關する犯罪、國家總動員法に關する犯罪、思想犯罪等は皆それであります。假令皆様が直接に害を受けなくても犯罪と云ふ犯罪の凡ては、間接に必ず皆様の生活上に種々なる迷惑を及すことは云ふ迄もありません。是等の犯罪は被害の申告がありませんので、警察は檢舉に苦勞が多いのであります。

話は元へ戻りまして盜難の豫防から申上げます。此の頃のやうな行樂の好季節となりますと、家族揃つて御參りに行つたり、遊びに出かけて留守になることが多いのであります。此の留守宅を狙ふのが空巢狙と云ふ手口の泥棒でありまして其の被害は大變多いのであります。空巢狙の豫防は成るべく家族全部の外出を避けることであります。「百の鍵より一人の留守居」と云ふ標語があります。己む得ず留守になるときは隣、近所へ頼んで行かねばなりません。近所は互に氣をつけるやうにしたいものであります。表口の大きな錠前は留守を表示してあつて、反て仕事が生易いと云ふ泥棒もありますから、錠前は人目に懸らないやうにしなければなりません。

次は居空と云ふ泥棒の豫防であります。居空と云ふ言葉を初めて聞く人が多いと思ひます。普通の字典にない言葉であります。裏で洗濯したり、炊事したり、晝寝したり、來客があつて奥の間で御話になつて居たりして家に居りながら、戸締のない留守と同じやうに用心が空になつて居る隙に乗じて、這入る泥棒の手口の名であります。之れも春から夏にかけて多い犯罪でありますから十分御用心を願ひます。

次は搔拂の豫防であります。玄關にある靴、帽子、外套、店先にある商品、賣溜金、銀行、會社、郵便局等の窓口で受渡しする現金等を搔拂ふ泥棒も少くありません。其の置く



所に注意するとか、少し用心するなら豫防出来る犯罪であります。

次は夜間忍込む泥棒の豫防であります。二宮尊徳翁の言葉に「盜賊は鬼門より入り来らず、悪日にのみ来らず、締りを忘るれば入り来ると思へ」とあります。先づ戸締りを完全にせねばなりません。泥棒は決して行當りばつたりに入るのでありません。何軒も當つて見て這入り易い家を選んで這入るのでありますから、戸締のない家、戸締の不完全な家は、盜難にかゝる數が非常に多い譯であります。硝子戸だけで外に兩戸や格子のない家は容易に這入られるので危険でありますから、兩戸か格子かを付ける必要があります。

それから夜の照明であります。夜の照明は「外を明るく内を暗く」せねばなりません。泥棒は外が明いと其の家に近寄りにくいのであります。又内が暗いと中の様子が判らないから這入りにくいのであります。併し防空の必要上外を暗くするのは己む得ませんから、そんな時は特に戸締を十分にせねばなりません。それから家の周圍に物体を置かぬ事であります。材木、車、梯子、踏臺等を置くと賊の忍込むのに便利を與へることになります。

次は自轉車盜難の豫防であります。自轉車の盜難は盜難中最も數の多い盜難であります。自轉車の持主が充分注意いたしますなら、自轉車盜難の半數は豫防出来ると思ひます。自轉車は眼の届く所へ置き、錠は必ずかけて置くことあります。

次は湯屋其の他へ外出するとき、不必要な金を持たないことあります。そうすることとは獨り盜難豫防ばかりでなく、遺失豫防にもなるのであります。

以上は盜難豫防ですが是から詐欺の豫防について申し上げます。詐欺には相手の慾の深いのを利用して騙して金を取るのがあります。例へば不正品であるから特に安く賣るやうに装つて賈物を賣り付けたりすることがあります。大きな儲けをしたと思ふたら、儲けられてゐることがあります。そこで人の甘い話に乗つてはなりません。

次は刑事巡查を装ふて所持金に不審の點があるから預るとか、又銀行員や郵便局の事務員を装ふて銀行、郵便局からの歸りを待受けて、今渡した金に計算違ひがあるからと云ふて取つて行く、手口もありますから途中で不用意に金品を渡してはなりません。

次は籠抜け詐欺であります。學校の職員某と詐つて電話で何品を持つて來て呉れ、其の時十圓札の釣錢を用意して呉れと注文して、學校の入口で待受て品物と釣錢を受取つて、十圓札を取りに行く風をして學校の裏手から逃げる手口であります。此の籠抜けは學校ばかりではありません。官廳や會社等の大建築物を背景としてやる詐欺であります。そこで取引する場所の入口等で物品を渡さぬ事、現金を受取らぬ先に釣錢や物品を渡さぬことに注



意することでありませぬ。

次は留守宅詐欺と申しまして、主人の留守中を訪問して御主人と一緒に勤めて居るものですが、御主人の友達が急に死亡した爲め、勤め先から行かれるので着物と金を持つて来るやうに頼まれて来たとか云ふて、金品を騙取する手口がありますので、顔の見知らぬ者には能く確めた以外は絶体に金品を渡してはなりません。

次は出征すると騙して賤別を取つたり、銃後後援の資金と稱して騙取したりする所謂時局利用の新手の犯罪もありますから、能く／＼警戒されて此の様な詐欺にかゝらないやうに御注意を願ひます。

以上は犯罪にかゝらないやうにすること、即ち犯罪発生前の防犯のあらましでありませぬが是からは犯罪発生後はどうするかにつき申し上げたいと思ひます。

犯人を出来るだけ早く検挙致しまして、罪状に依りまして夫々所罰するなり、その他適當なる處分することが必要であります。處分後は彼等をして同情ある指導に依り自覺悔悟せしめ一日も早く善良なる國民に更生せしめねばなりません。又一般の人々は検挙せられた罪人の慘な姿を見て、我が行を慎むことになり、斯くして犯罪豫防の効果が大に擧るのでありまして、即ち今日の検挙は明日の防犯であります。

昔から盗人は猛け猛けしいと云ふ言葉があります。是は盗人ばかりでない、凡ての悪人に通用する言葉と思ひます。罪を犯した者が検挙せられずして、自然に改過遷善すると云ふことは極めて稀であります。

若し検挙の力が減退いたしますと、悪人は益々のさばりまして。道理が引込んで無理が通る世の中となります。又犯罪は非常に模倣流行性に富んで居りますから、忽ち増發致しまして治安は甚だしく亂れて來るのであります。

この検挙を能くするには被害の申告を早くすることが肝要であります。假令實害の有無に拘らず、届出して頂きたいのであります。又犯罪現場の保存が大事であります。被害の申告が早くて現場の保存が良く出來て居りますと、犯人の指紋や足跡遺留品の發見蒐集が出來又犯罪手段方法を知ることになりまして、犯人検挙に重要な資料を得ることになります。之は主として盗犯の例であります。其の他凡ゆる犯罪の検挙に際しましても、皆様の御援助がなくては十分の成績を擧げることが出來ないのであります。從來とても警防團の前身である消防組員又は防犯協會員其の方々に種々御援助を願つて居りましたが、將來もつと進んで御援助を御願ひしたのであります。犯罪捜査に援助することをいとはれる原因は、種々あると思ひます。かゝりあいになつては困る、觸らの神に崇りなしと云



ふ考へから、援助方をいとはれますことは一應御尤と思ひますが、是れは利己主義的な考へ方であります。一面警察側に於てもこう云ふ方々に對する接遇の方法が、よくなかつた爲めとも氣ずかれる點が少くありませんので、大に反省せねばならんと思ふて居ります。又一つの歴史的原因にあると思ひます、徳川時代には間諜捜査と申しまして博徒其の他よくない者を手先に使ひまして、彼等から捜査の援助を受ける、一方には暗黙の間に其の代償として彼等の賭博とか其の他の小さい不正を見逃した時代があつた相であります。當時の人々は彼等を犬と云ふて甚しくさげすんだのであります。

未だに其の氣持が傳りまして捜査に援助することを厭ふ風がありますことは甚だ遺憾と思ひます、何等の私心なく、社會淨化の一念で、捜査に御援助下さることは、立派な公德の一つでありまして大いに稱揚すべきこと、思ひます。皆様方が將來進んで捜査に御援助下さる氣風が旺んになることは、社會正義愛護の觀念が漲ぎつたことでありまして、それだけでも防犯上多大の效果があるのであります。

今や我國は精神的にも物質的にも總力を擧げまして天業翼賛に邁進すべきときであります。

然るに其の目的達成に多大の障害となる犯罪を防遏致しますことは、此の際最も急務で

ありま

大方の皆様に対しまして、今後一層防犯につき格段の御理解と、御援助とを御願ひ致しますして私の話は終ります。



395  
198

八す。

昭和十四年六月二十五日印刷  
昭和十四年七月一日發行

德島縣警察部内

編著者兼  
發行者 岡田 龜太郎

德島市寺島濱ノ丁

印刷者 藤本 千一

德島縣警察部内

發行所 德島縣防犯協會



